

間・コース) された場合、差額請求できるか（天災・事故渋滞でなくあきらかなコース変更や立寄りの追加等）。

A: 現行の標準運送約款においても第19条に基づき精算が可能であり、この取扱に変更はない。

Q13: 同様の出発地と行程で片送りで回送になる場合と、往復実車と運賃が同額になるのか。

A: 貴見の通り。従来の制度では回送料金としていたものを、新制度では運賃として位置付けたもの。

Q14: 故障などで、別のバス事業者へ運行をお願いした場合に追加となる回送に係る運賃は、だれが負担するのか。

A: 発注者と運行するバス事業者の間で運送申込書／運送引受書を交付し直すべきであるが、当日の予期せぬ故障等、真にやむを得ないケースについては、利用者保護の観点から、追加となる回送運賃は本来運行する予定だったバス事業者が負担すべきと考える。

Q15: 申し込みの行程に対する計算上のキロ数、時間で誤差はどの程度認められるか。

A: 渋滞、事故・工事による迂回等やむを得ず時間・距離が延びる場合があることから、ケースバイケースで判断すべきであるが、IC間の距離が明示されている高速道路を利用する運行で、その距離に満たないような運賃計算は妥当ではない。

Q16: スクールバスなどの朝・夕のみの運行の場合、利用しないで待機する時間は拘束時間から排除すべきか。

A: 貸切バスの新たな運賃・料金制度は安全コストを反映した運賃としているため、待機した時間は時間制運賃を收受する。ただし、改善基準告示でいう休息期間を与えた場合には、当該時間は走行時間から除くことが出来る。

Q17: スクールバスで午前3時間、午後3時間で日中は車庫に戻る運行は、午前5時間、午後5時間で算出するのか、それとも午前4時間、午後4時間か。

A: スクールバス運送は、学校などの児童生徒等の登下校時に運送され、かつ、登下校時の間に帰庫するという運送形態を踏まえ、1日に行われる当該運送を1つの運送として以下の計算方法により適用することができる。

〈時間制運賃の計算〉

① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下、「点呼点検時間」という。）として1時間ずつ合計2時間と、登校及び下校時の走行時間（登校時及び下校時の運送の出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を累計した時間とを合算した時間に1時間当たりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、登校及び下校時の走行時間を累計した時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間とする。

② 走行時間の端数については、点呼点検時間と累計した走行時間を合算した時間に30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げること。

#### ＜キロ制運賃の計算＞

① 登校及び下校時の走行距離（登校時及び下校時の運送の出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。）を累計した距離に1キロ当たりの運賃額を乗じた額とする。

② 走行距離の端数については、累計した距離に10キロ未満は10キロに切り上げること。

#### ＜運賃額＞

① 運賃は車種区分別に計算した金額の上限額及び下限額の範囲内とする。

② 運賃は営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算する。

#### ＜その他＞

① 年間契約通達によりスクールバスの年間契約を締結する際には、本回答で示す計算方法を適用することができる。

② 児童生徒等の登下校時に運送され、かつ、登下校時の間に帰庫するというスクールバスの運送形態と本質的に同様の形態であれば本回答で示す計算方法を適用することができる。

**Q18**：やむ負えず他社のバス事業者へ代車をした際に、契約が新運賃変更前に契約した仕事であった場合の対応。

**A**：発注者と運行するバス事業者との間で新運賃による運送申込書／運送引受書を交付し直すべきである。当日の予期せぬ故障等、真にやむを得ないケースについては、利用者保護の観点から、新運賃との差額負担は本来運行する予定であったバス事業者が負担するべきである。

**Q19**：仕事をかみ合わせた場合の回送の考え方。

**A**：仕事をかみ合わせたことにより、運送申込書／運送引受書がどのように記載されることとなったのか、その記載内容により収受すべきである。

例としてあげるならば、

①（往路の）片送り運送であったものをかみ合わせたのであれば、往路の出